

長崎駅東口・西口駅前交通広場等基本計画策定業務委託説明書

1 業務の概要

(1) 業務の名称

長崎駅東口・西口駅前交通広場等基本計画策定業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、長崎駅周辺土地地区画整理事業において整備する長崎駅東口、西口交通広場や街路等の都市施設や駐車場、駐輪場等を対象に、各施設の基本設計に向けたレイアウトや配置計画等を示す基本計画の策定を目的とする。

なお、上記基本計画は、平成 23 年度から 2 カ年をかけて策定することとしており、本業務では、これまでの検討経過の整理や現況交通量調査、交通事業者等との協議等を踏まえ、各施設の整備にあたっての課題の抽出と解決方策について検討を行う。

(3) 業務の内容

本業務の内容は、「長崎駅東口・西口駅前交通広場等基本計画策定業務委託特記仕様書」のとおりである。

(4) 履行期間

契約締結日から平成 24 年 2 月 29 日（水）まで

(5) 費用

本業務の参考業務規模は、6,000 千円（消費税相当額含む）程度を想定している。

(6) 契約保証金

要（契約金額の 100 分の 10 以上。ただし、長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 34 条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に該当する場合は免除）

2 提案資格

このプロポーザルに参加を申し込むことのできる者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 参加表明書を提出する者に対する要件は以下のとおりとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

イ 長崎市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者

ウ 長崎市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市建設工事等暴力団対策要綱（昭和 63 年 4 月 1 日施行）の規定による指名停止期間中でない者

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者（建設工事に係る有資格者業者にあつては、手続開始の決定後、経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申込書を再度提出し、市の審査を経て有資格業者として認定され、第 2 号に掲げる名簿に登録された者に限る）を除く。）であること。

オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 号若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

カ 参加表明書を提出する者は、平成 18 年度以降に完了した業務において、次の「1」又は「2」の実績を有すること。（同種又は類似業務等の実績）

「1」同種業務：鉄道事業と土地地区画整理事業などの面整備が一体となった駅部の交通結節機能配置に関する業務

「2」類似業務：駅部の交通結節機能配置に関する業務

(2) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

ア 資格等

配置予定の管理技術者は下記のいずれかの資格を有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門（建設 - 都市及び地方計画））
- ・技術士（建設部門（都市及び地方計画））

配置予定の照査技術者及び担当技術者は下記の資格を有すること。

- ・技術士（建設部門（都市及び地方計画））

イ 経験等

配置予定の管理技術者及び担当技術者は、平成18年度以降に完了した業務において下記「1」若しくは「2」の実績を有すること。（同種又は類似業務等の実績）

「1」同種業務：鉄道事業と土地区画整理事業などの面整備が一体となった駅部の交通結節機能配置に関する業務

「2」類似業務：駅部の交通結節機能配置に関する業務

ウ 手持ち業務量

配置予定の管理技術者及び担当技術者の平成23年5月20日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）は、全ての手持ち業務の件数が5件未満である者とする。

【注】「手持ち業務」は契約金額が500万円以上の業務を対象とする。

【注】特定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

3 本プロポーザルのスケジュール

・ 公告	平成 23 年 5 月 20 日（金）
・ 説明書の交付	平成 23 年 5 月 20 日（金）～平成 23 年 6 月 29 日（水）
・ 質問書の受付	平成 23 年 5 月 31 日（火）17：00 まで
・ 参加表明書の受付	平成 23 年 5 月 31 日（火）17：00 まで
・ 参加資格確認通知書の通知 ・ プロポーザル参加要請書の通知	平成 23 年 6 月 10 日（金）
・ 提案書の提出	平成 23 年 6 月 30 日（木）17：00 まで
・ 特定・非特定通知書の通知 ・ 評価結果の公表	平成 23 年 7 月 20 日（水）
・ 随意契約の締結	平成 23 年 8 月 1 日（月）予定

4 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

本手続きに参加する意思のある者は、所定の参加表明書（長崎市プロポーザル方式実施要綱（以下「要綱」という。）第1号様式という。）及びその他必要となる書類を作成し、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）により提出すること。なお、電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けないものとする。

(2) 提出先

「15 担当課」に同じ。

(3) 提出期限

平成 23 年 5 月 31 日（火）午後 5 時まで

(4) 参加表明書の作成上の留意点

ア 参加表明書には、下記の事項に関する資料を添付すること。

記載事項	内容に関する留意事項
会社概要及び 業務実績 (様式1)	<ul style="list-style-type: none"> 参加表明書を提出する者の基本情報を記載する。 参加表明書を提出する者の業務実績等を記載する。 記載する場合は、平成18年度以降に完了した「同種又は類似業務」の実績を対象とする。
業務実施体制 (様式2)	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者を記載する。
予定技術者の 経歴等 (様式3)	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者について、経歴等を記載する。 平成18年度以降に完了した「同種又は類似業務」の実績を対象とする。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 手持ち業務は、平成23年5月20日現在、本市以外の発注者のものも含め全て記載する。 管理技術者：管理技術者となっている500万円以上の他の業務 担当技術者：管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務 【注】 プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定後、技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 資格を証明する書類を添付すること。
予定技術者の 過去における 同種又は類似 業務実績 (様式4)	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の管理技術者及び担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」等の業務について記載する。記載する業務は、(様式3)に記載した業務の中から1件とする。 参加表明書を提出する者以外が受託した業務実績を記載する場合は、業務を受託した企業名等を記載すること。 図面、写真等を引用する場合も含めて、A4版1枚とする。 業務実績のうち、業務の概要版又はパンフレット等があれば1事例を添付する。

イ 作成にあたっての文字サイズは10ポイント以上とする。

5 参加表明書提出後の辞退

参加表明書の提出後に、参加を辞退する場合は、辞退届(様式12)を「15 担当課」に持参すること。

6 説明書等に対する質問の受付及び回答

(1) 提出方法

説明書等に対する質問は、所定の質問書(様式10)に記載の上、「15 担当課」に持参又は電子メールにより提出すること。

(2) 提出期限

平成23年5月31日(火)午後5時まで

(3) 回答方法

受付けた質問に対する回答は、質問を受理した日から7日（長崎市の休日を定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に質問者に対して回答する。

また、参加表明書を提出する者全員に対し電子メールにて回答するとともに、閲覧に供する。

ア 閲覧場所：「15 担当課」に同じ。

イ 閲覧期間：回答の翌日から技術提案書の提出期限の前日までの休日を除く毎日午前8時45分から午後5時30分まで

7 技術提案書の提出者を選定する基準

(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準

評価項目		評価の着目点			
		判 断 基 準			
参加表明書及び業務実施能力の経験及び業務実施能力	専門技術力	成果の確実性	同種又は類似業務等の実績	下記の順位で評価する。 A：平成18年度以降に同種業務の実績がある。 B：平成18年度以降に類似業務の実績がある。 C：業務実績がない。	
	予定技術者の経験及び業務実施能力	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	管理技術者については、下記の順位で評価する。 A：技術士（総合技術監理部門（建設 - 都市及び地方計画）を有する者 B：技術士（建設部門（都市及び地方計画））を有する者 C：上記以外の場合 担当技術者及び照査技術者については、下記の順位で評価する。 A：技術士（建設部門（都市及び地方計画））を有する者 C：上記以外の場合	
		専門技術力	業務執行技術力	同種又は類似業務等の実績	下記の順位で評価する。（照査技術者は除く。） A：平成18年度以降に同種業務の実績がある。 B：平成18年度以降に類似業務の実績がある。 C：管理技術者及び担当技術者が上記の業務実績がない場合
		専任性	専任性	手持ち業務の件数	管理技術者及び担当技術者については、下記の順位で評価する。 A：1件以内 A'：2件 B：3件 B'：4件 C：5件以上

担当技術者が複数の場合は、各担当技術者の評価を平均する。

(2) 技術提案書（以下「提案書」という。）の提出者の選定数

提案書の提出者を5者程度選定するほか、配置予定技術者が主体的に参画した過去の実績の内容が特に優れているものについては、若干追加選定する。

8 参加資格確認通知書の通知

参加表明書を提出した者については、「2 提案資格」に規定する提案資格の確認結果を、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（要綱第2号様式という。）により通知する。

通知日 平成23年6月10日（金）

9 提案書の提出要請

提案資格を満たす者であることを確認した者（以下「提案資格確認者」という。）に対し、プロポーザル参加要請書（要綱第3号様式という。）により、提案書の提出を要請する。

提案要請日 平成23年6月10日（金）

10 提案書等及び参考見積書の提出

プロポーザル参加要請書により、提案資格確認者とされた者については、次のとおり提案書を提出すること。

(1) 提出方法

提案書については原本を、その他については別途CD-RまたはDVD-Rに格納し、提出すること。

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

(2) 提出先

「15 担当課」に同じ。

(3) 提出期限

平成23年6月30日（木）午後5時まで

(4) 提案書等及び参考見積書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合無効とすることがある。

(5) 提案書等及び参考見積書の作成上の留意点

提案書には、下記の事項に関する資料を添付すること。ただし、参加表明書の提出時に添付書類として提出したものは、省略することとする。

記載事項	内容に関する留意事項
会社概要及び業務実績 (様式1)	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の概要及び過去に行った「同種又は類似業務」等の業務について記載する。 ・詳細は4(4)による。
業務実施体制 (様式2)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者を記載する。 ・詳細は4(4)による。
予定技術者の経歴等 (様式3)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者について、経歴等を記載する。 ・詳細は4(4)による。
予定技術者の過去における同種又は類似業務実績 (様式4)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者及び担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」等の業務について記載する。 ・詳細は4(4)による。
業務の実施方針 (様式5)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務への取組体制や認識、業務実施上の配慮事項等を簡潔に記載する。 ・A4版4枚以内に記載すること。
業務フローチャート・工程表 (様式6)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載する。 ・なお、工程計画を作成の際は、「長崎駅周辺土地区画整理事業連絡調整会議」との調整や交通事業者等との個別協議を考慮すること。 ・A4版1枚以内に記載すること。
技術提案 (様式7)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の交通広場等における問題点の認識とその改善方策について具体的に記載する。 ・記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ない。 ・A4版4枚以内に記載する。
その他 (様式8)	<ul style="list-style-type: none"> ・説明書等に対する指摘、業務内容の代替案等を記載する。 ・A4版1枚以内に記載する。
参考見積書 (様式9)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な経費を概算し、参考見積もりとして提出すること。 ・参考見積(概算)は、1(5)で提示する費用と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。 ・なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積もりを依頼する。

1 1 提案書の提出要請後の辞退

提案書の提出期限の前日までは、提案の辞退を認めることとし、提案資格確認者はその旨の書面(辞退届(様式12)という。)を「15 担当課」に持参すること。

1 2 技術提案書の評価基準

提案書に関する評価項目、判断基準は以下のとおりである。

業務実施方針及び手法	業務理解度	目的、条件、内容等の理解度について評価する。
	実施方針の妥当性	業務への取組体制や認識、業務実施上の配慮事項等について評価する。
	業務手順の妥当性	業務実施手順を示す業務のフローチャートの妥当性について評価する。
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性について評価する。
その他（説明書等に対する指摘、業務内容の代替案等）	有益な代替案や重要事項の指摘について評価する。	
技術提案	的確性	業務目的との整合性について評価する。
	実現性	提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、内容に説得力がある場合評価する。
参考見積書	採点結果が同程度の場合に評価する。	

1 3 受託者の特定

(1) 受託者の特定

提出された提案書等を基に、「長崎駅東口・西口駅前広場等基本計画策定業務委託受託者特定審査委員会」において審査を行い、最も優れたものを特定する。

なお、審査の実施にあたっては、「12 技術提案書の評価基準」に基づき、評価を点数化し、総得点の合計点をもって審査する。

(2) 特定・非特定の通知

特定及び非特定結果は、提案書を提出したすべての者に対し、書面（特定通知書（要綱第6号様式という。）又は非特定通知書（要綱第7号様式という。））により平成23年7月20日（水）に通知するものとする。

1 4 契約書の作成の要否

要 特定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。なお、契約内容については、業務内容を基に協議し決定する。

1 5 担当課

〒850 - 8685 長崎市桜町2番22号

長崎市都市計画部長崎駅周辺整備室

電話番号 095 (829) 1173 F A X 095 (829) 1168

電子メールアドレス ekiseibi@city.nagasaki.lg.jp

1 6 その他の留意事項

(1) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本・人面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加又は当該工事を請け負うことができない。

(2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出できないものとする。

(3) 参加表明書及び提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。

- (4) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。なお、参加表明書及び提案書は提案書の提出者選定及び受託者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
なお、特定された提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (6) 参加表明書及び提案書の提出後において、原則として参加表明書及び提案書に記載された内容の変更を認めない。
また、参加表明書及び提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とする場合において、他の業務を落札したことにより（プロポーザル方式による場合は特定されたことにより）配置予定の技術者を配置できなくなったときは、直ちに提案書の取下げを行うこと。
- (8) 提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。